

公募型プロポーザル方式による業者選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成19年2月14日

京都市長 梶本 頼兼

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「京都市ホームページ作成支援システム」構築及び保守業務

(2) 業務内容

ホームページ作成に関する知識がない職員でも容易にホームページの作成、更新、管理ができるホームページ作成支援システム（以下「本システム」という。）を構築するため、以下の業務を委託する。

ア 本システム開発、導入、保守

イ ハードウェアなどの調達仕様書の作成

ウ 既存コンテンツの本システムへの移行

エ 本システムに係る庁内研修の実施

オ マニュアル及びシステム導入後のオンライン研修用のコンテンツの作成

なお、詳細は、「京都市ホームページ作成支援システム」構築及び保守業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)によることとする。

(3) 履行期限

契約日から平成20年3月31日まで

2 プロポーザルの参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者は、京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者（以下、「登録業者」とい

う。)とする。

- (2) 契約の履行を複数の事業者で分担することが想定されている場合は、複数業者による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を形成し、契約は、事業者側で定めた代表幹事業者と本市の間で締結する。この場合において、代表幹事業者は、登録業者であることを条件とする。

3 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次に示すところにより、「京都市ホームページ作成支援システム」構築及び保守業務委託プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

- (1) 担当部局（提案先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市総合企画局市長公室広報課広聴担当

電話 075-222-3094 FAX 075-213-0286

- (2) 必要書類の交付

プロポーザルに必要な書類を、次のとおり交付する

ア 交付期間：平成19年2月14日（水）から2月26日（月）まで

（土曜日、日曜日を除く午前8時50分から午後5時20分まで）

イ 交付場所：上記(1)に同じ

ウ 交付書類：公募型プロポーザル方式実施説明書（以下「実施説明書」という。）、企画提案書作成要領、仕様書及び京都市ホームページ作成支援システム提案書記載依頼事項説明書兼提案書記載箇所確認書（以下、「記載依頼事項説明書」又は「記載箇所確認書」という。）

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加するものは、次に示すところにより、参加表明書を提出するものとする。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書

(イ) コンソーシアムを形成して参加する場合は、各業者の役割分担が分かる資料（様式は任意とする。）

イ 提出期限 平成19年2月26日（月）午後5時（必着）

ウ 提出場所 上記(1)のとおり

エ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又はFAXにより提出するものとする。なお、FAXで提出する場合は、FAXが正しく送付されていることを電話で確認すること。

(4) 実施説明書等に対する質問期限及び回答

ア 実施説明書、企画提案書作成要領、仕様書及び記載依頼事項説明書等に対して質問出来る者は、上記「2 プロポーザルの参加資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

平成19年2月26日（月）午後5時（必着）

※ 質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問方法

様式は自由とするが、質問事項を記載した文書を書面及びフロッピィディスクにて、持参、郵送（書留郵便に限る。）により、上記(1)まで提出するものとする。

なお、コンソーシアムの場合は、代表幹事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は一切受け付けない。

エ 回答日 平成19年3月2日（金）

オ 回答方法

原則、下記(5)のプロポーザル説明会において行う。なお、質問内容によっては回答しない項目もある。

(5) プロポーザル説明会

プロポーザル説明会を次のとおり実施する。企画提案書の提出を予定している者は、可能な限り参加すること。

ア 開催日時：平成19年3月2日（金）午前10時

イ 開催場所：別途通知する。

ウ 参加条件：上記「2 プロポーザルの参加資格」を満たす者

(6) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) プロポーザルにかかる企画提案書

(イ) 記載箇所確認書

イ 提出部数 10部

ウ 提出期限 平成19年3月19日（月）午後5時（必着）

エ 提出場所 上記(1)のとおり。

オ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）で提出すること。

(7) その他

ア 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる企画提案書

企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- (ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

- (ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された企画提案書は、業者の特定以外には、提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (ウ) 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (カ) 提出された企画提案書に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。ヒアリングを実施する場合には、対象者にヒアリングの日時及び場所を別途連絡する。

4 企画提案書に関するプレゼンテーション

- (1) 提出された企画提案書の内容について、提案者にプレゼンテーションを実施する機会を設ける。

プレゼンテーションの日時、場所は、別途通知する。

- (2) プレゼンテーションに参加しなかった提案者の企画提案書は、失格とする。

5 審査基準

(1) 提案仕様の評価

企画提案書に基づき提案仕様の内容を評価し、「仕様評価点」を与える。

「仕様評価点」は800点満点とする。

提案仕様の評価は、「業者特定に係る審査基準」により実施し、評価項目のうち評価点が配点の5割に満たない時は、失格とする場合がある。

プレゼンテーションの結果により、評価点を加点又は減点することがある。

(2) 見積価格の評価

見積価格に基づき「価格評価点」を与える。

「価格評価点」は200点満点とする。

(3) 受託者の決定方法

「仕様評価点」及び「価格評価点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託者とする。

(4) 有効数字

「仕様評価点」及び「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 提案者それぞれの「仕様評価点」，「価格評価点」が異なる場合

「価格評価点」が高い者を受託者とする。

イ 提案者それぞれの「仕様評価点」，「価格評価点」が同じ場合当該提案者に

くじを引かせ、受託者を決定する。なお、詳細については、「業者特定に係る審

査基準」による。

6 見積書の提出

(1) 見積書には、システム構築等経費及びハードウェアの調達経費を、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除く。）を記載すること。

(2) (1)の見積に関する評価基準価格については、次のとおりとする。

ア 評価基準額

(ア) システム構築等経費に係る評価基準額： 26,666,000円

(イ) ハードウェアの調達経費に係る評価基準額： 9,523,000円

イ 注意事項

評価基準価格を上回る価格で見積書を提出したときは、失格とする。

(3) 見積書提出及び見積合わせ

ア 提出書類 見積書

イ 提出部数 1部

ウ 見積合わせ 平成19年3月29日 午後1時30分

エ 見積合わせ場所 別途通知する

オ 提出方法 持参で提出すること。

7 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約締結前に、参加資格を満たしている者が参加停止措置を受けた場合は、

失格とする。

(4) その他留意事項

詳細は、実施説明書、企画提案書作成要領、仕様書及び記載依頼事項説明書等による。

(5) 本公告に関する問合せ先 3(1)に同じ。

8 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。

(総合企画局市長公室広報課)